環 境 建 設 常 任 委 員 会

令和４年６月１４日（火）

環 境 建 設 常 任 委 員 会

定例会名　　令和４年第２回定例会
招集日時　　令和４年６月１４日（火）　午後２時
招集場所　　議場

出席委員　　７名

委　員　長	池　辺　己実夫
副　委　員　長	山　本　伸　子
委　　員	利根川　英　雄
〃	石　原　幸　雄
〃	秋　山　　泉
〃	伊　藤　裕　一
〃	甲　斐　徳之助

欠席委員　　なし

出席説明員

副　市　長	滝　本　昌　司
環境経済部長	山　岡　　孝
環境経済部次長兼 商工観光課長	大　徳　通　夫
環境政策課長	飯　島　敦　子

議会事務局出席者

書　　記	田　仲　俊　久
書　　記	宮　田　　修

令和４年第２回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

議案第　２７号　　和解について

午後１時５７分開会

○池辺委員長　皆様、改めましてこんにちは。

お時間少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、環境経済部長、環境経済部次長兼商工観光課長、環境政策課長であります。

書記として田仲さんと宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第２７号　　和解について

以上１件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第２７号、和解についてを議題といたします。

議案第２７号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○飯島環境政策課長　環境政策課飯島と申します。よろしくお願いいたします。

議案第２７号、和解について御説明させていただきます。

原子力損害の賠償に関する紛争について和解したいので、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものであります。

事件の概要といたしましては、平成２３年３月１１日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、本市が平成２４年３月３１日までに行った放射能対策に要した費用（公費により補塡されたものを除く）のうち、相手方に賠償を請求したにもかかわらず、相手方と支払いの合意に至らなかった費用７，７３９万２，７７２円並びに当該費用の額及び支払い済みの費用の額に対する各損害項目における損害発生日から支払い済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものでございます。

和解の内容につきましては、１、被申立人は、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策に要した費用に係る和解金として、申立人に対し、金２５０万円の支払い義務があることを認める。こちらは、放射能対策業務の時間外人件費分等が認められております。

２、被申立人は、申立人に対し、前項の金員を、申立人が記名押印した和解契約書を被申立人が受領した日の翌日から１４日以内に、申立人が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は被申立人の負担とします。

３、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

４、本和解の定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

５、本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

当事者といたしましては、申立人が牛久市、被申立人が東京電力ホールディングス株式会社となっております。

以上となります。

○池辺委員長　これより議案第２７号に対する質疑及び意見を行います。石原委員。

○石原委員　全協のときにもちょっと出た質問かもしれませんが、改めてもう一度御説明をいただきたいと思うんですが、牛久市の今回提示された和解金が御案内のとおり２５０万円でございます。お隣の龍ケ崎市がたしか新聞報道によると７００万円と。なぜこんなに差が出ているのか、お分かりの範囲でお答えをいただければなというふうに思います。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　それでは、お答えいたします。

龍ケ崎市のＡＤＲ申立て額に伴う和解の提示額が７７８万円ということで新聞記事で出ておりました。そちらの和解金額につきましては、牛久市では、国からの補助金で補塡されております除染費用が龍ケ崎市の和解額の中には含まれているということをお聞きしております。その除染費用につきましては、運動場の除染費と伺っております。そちらが含まれておりますので、牛久市より多い、大きい金額となっているということでございます。

以上です。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　そうしますと、牛久市のその除染費用は既にもう支払われちゃったということですか。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　お答えいたします。

牛久市の除染に要した費用につきましては、国の補助金等によりまして補塡されております。

以上です。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　そうしますと、牛久市の除染費用はもう国庫補助金のほうで支払いが済んでいるという理解でよろしいんですね。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　１００％ではないんですけれども、国の何種類か補助金がございまして、そちらの補助金の対象となる経費につきましては全て認められまして、申し上げますと、平成２３年度分につきましては除染に要した費用の約６５％、また平成２４年度分につきましては除染に要した費用の約７１％が補塡されております。それ以外の国の補助金を差し引いた費用について、東電のほうに賠償請求をしております。

以上です。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　御説明いただいたことは分かりました。

そうしますと、先ほど課長の説明にもあったんですが、訴訟をすることも別に構わないよというようなお話があったかと思いますけれども、仮にこの和解案を蹴った場合、どうなるんでしょうか。牛久市としては、またどういうふうに考えていますか。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　お答えいたします。

和解案を受け入れないとなった場合は、再度請求項目の見直しなどを行って、再度申立てを行うか打切りにするかを協議することになると思います。

以上です。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　これ、副市長、この金額で牛久市は納得されるんですか。

○池辺委員長　副市長。

○滝本副市長　この和解は要するに現時点で認められたものということなんですね。

残り分については、先ほどあったように、今裁判するにしても何してもいいという考え方、大まかに言ってそういう考え方ですので、あと時効の問題もあったりして、早く決着をつけなくてはならないという部分もあって和解申立てしたわけですけれども、その結果が出てきたので、その分についてはじゃあ和解しましょうと。残り認められていない部分については、裁判するなりなんなりするの手だてはまだ残っているということでございます。ただ、和解、仲介の何でしたっけ、ＡＤＲのほうではもうこれ以上無理だという話ですので、後は裁判という話になると思います。

ですので、債権放棄とか諦めるとかという話ではなくて、今回、和解ではこれが和解して、残り部分はまた考えて、ただ、先ほどの繰り返すようですけれども、ＡＤＲのほうの仲裁は入らないということになります。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　そうすると、副市長、残りの部分については牛久市としては訴訟を提起するというふうに理解してよろしいですか。そういう考えがあるというふうに。

○池辺委員長　副市長。

○滝本副市長　まだそれは決まっておりませんので。ただ、可能性で、何というんですか、可能性は残っているということですね。権利はあるということです。権利上はあるということです。

ただ、新聞報道等ありますけれども、なかなか東電のほうも認めないということもありますので、裁判やって、じゃあどうかという部分ですと、そこはもう１回顧問弁護士なりなんなりと相談してでないと、やるかどうかも判断できかねるということになると思います。（「分かりました。結構です」の声あり）

○池辺委員長　ほかに質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員　そうしますと、約７，７００万円の請求していたものが、今回の和解金額でこれで全て終わりということになるのかということですね。残った分については、新たに訴訟するということになるのか。実際に今回これを認めてしまうと、約７，７００万円の問題については和

解ということになるのか、ちょっとその点を。

それと、ＡＤＲですか、それはほかの市町村含めて全て認めているのか、牛久市だけが単独でこれからも交渉していくのかと。さっきの副市長の答弁だとこれから考えるということだったんですが、実際にはその点がどうなっているのかということを確認したいんですが。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　お答えします。

まず、今後、２３年度、２４年度分の申立て金額７，７３９万円ですけれども、これを２５０万円の和解金額で受け入れて、残りの約７，０００万円、そちらはもうこれで終了にするのかというお話なんですけれども、こちらはまだ、再度請求内容を見直して、再度申立てをすることを妨げないという契約の内容にはなっておりますので、今、稲敷地区の６市町村で放射能対策協議会を結成しておりまして、代表が牛久市長になっておりますので、そこの協議会で今後どうしていくかということを協議して、市町村それぞれ単独でやるのかというものを含めまして協議していきたいと思っております。

他市町村の状況につきましては、龍ケ崎市と阿見町が今回同じ６月議会で和解案を上程しておりまして、その結果がどうなったかについてはちょっとまだ把握しておりませんが、把握させていただきたいと思っております。

利根町と稲敷市と美浦村が、こちら６市町村の協議会の会員であるんですが、利根町につきましては、和解金額を受け入れず、和解せずに打切りとなっております。また、稲敷市、美浦村につきましては、それぞれ和解金額で同意をしまして受け入れております。

以上です。

○池辺委員長　利根川委員。

○利根川委員　さっきの話で、約７，７００万円の請求金額が今回の和解で全部ゼロになるということですか。それで、残った分については新たに訴訟するということになるのか、それは今の話でいうとＡＤＲのほうで検討しながらというふうに聞こえるんですが、実際には今回の和解でその約７，７００万円というものがゼロになってしまうのかということの確認、お願いします。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　お答えいたします。

今回の上程いたしましたＡＤＲからの和解案につきましては、ある程度こちらから申立てしたことが一定程度しんしゃくされているということと、本和解案をもって和解することにより早期賠償が実現できるということ、また、先ほども申し上げましたが、例えば正規職員の時間内の人件費の部分につきましても別途損害賠償を請求する余地が残されているということ、これは今後また申立てしていくのか協議が必要になるんですが、余地が残されているということで、また、ＡＤＲのほうからも、先ほど副市長からもありましたけれども、このまま交渉を続けてもこれ以上は望めないということもありまして、この２５０万円という金額を提示していただいたわけなので、一旦は受け入れさせていただいて、もうこれで終わりということではなくて、また協議会ですとか市としての方向性ですね、市長、副市長とかとも協議して、今後訴訟にしていくのか、

また、請求内容を見直して市職員の時間内の人件費とかを請求していくのかということをですね、１回受け入れてもまた再度申立てできるということなので、ここで終わりですという断言はここではできないということです。

すみません、以上です。

○池辺委員長　利根川委員。

○利根川委員　簡単な話なんです。この和解を受け入れれば全て終わりと、もし必要ならばこれから考えながら訴訟するかしないかということなのか。だから、この和解を入れれば７，７００万円の請求というものは当然ゼロになってしまうわけで、と思うんですが、和解を受け入れたら全て終わりなのかどうかということ。それで、先ほどいろいろ課長が説明している人件費の問題とかいろいろは、これから計算をしながら再度訴訟をしていくのかどうかというところの確認なんです。ですから、今回の和解で７，７００万円はゼロになって全て終わりというふうに判断していいのかどうか、その点をもう一度確認したいんですが。

○池辺委員長　副市長。

○滝本副市長　ここの和解の議案、２７号の２の和解の内容の３番を見ていただければ分かると思うんですけれども、本和解に定める金額を超える部分につき、要するに和解の金額以外、７，７００万円のうち和解以外の部分につき、本和解の効力が及ばず、及ばないということです。申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。要するに残っているということです。

以上です。

○池辺委員長　利根川委員。

○利根川委員　それは残るのは分かりますよ、当然、足し算、引き算やれば分かることで。

ただ、今回の和解というのは、約７，７００万円の請求を出したものに対する和解の２５０万円ですか、ということで、今回の請求自体、約７，７００万円がこれはこれで請求を、何ですかね、２５０万円で認めたと、ということでこの訴えは終わりと。その後、計算をしながら（３）の方向に行くのかどうかということで、実際に今回和解を認めてしまうと、基本的には今後どうなっていくのかというのが見えないんですよね。３番の請求することができるというふうになっていますけれども、実際には現状で基本的な考え方ね、全くゼロになって、この訴訟がこの和解でまた継続していくのかいかないのか、これいくわけないですよね、和解すれば。ですから、その後に来る問題について明確なところ、これから検討するとかなんとかということなんですけれども、それがはっきりしないんですよね。

ですから、はっきりさせてもらいたいというのは、今回の訴訟、和解で全て終わりと、足りない分については新たに、例えば牛久市単独でもやっていくのかどうかということを、これ何回も全協なんかでも言われましたけれども、これから検討していくということなんですけれども、そこのところ２つ確認をしたいんですが。結局のところ終わりでしょ、これで。

○池辺委員長　副市長。

○滝本副市長　終わりということではないんですね。要するに、こちらは損害賠償請求というか、

そういう損害があったよということを思っています。相手は、損害は生じていないですよね、じゃあその損害、あなたが言っているうちの２５０万円は損害あったと認めます、残りは東電としては認めませんよ。じゃあ残りの部分はどうなったんですかといったら、そのまま、今までと同じ、ただこっちが損害を被ったと思っている額が残っているということで。

その額を委員はその後どうするのかというお話だと思うんですけれども、その残っている額については、先ほど課長も言ったように協議会のほうで相談して、みんなでやっていきましょうとか、いや個別にやっていきましょうというのが話し合われて、個別にやっていくということになれば、市のほうで先ほど私が言ったように弁護士とかいろんな方と相談して裁判やるのか、要するに東電はもう認めていないので、請求しても払ってくれないと思うので、後は裁判しかないと思うんです。そこを判断していくということです。

以上です。

○池辺委員長　ほかに質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。副委員長。

○山本副委員長　すみません、ちょっと細かい数字を確認の意味でも確かめたいんですけれども、平成２３年からの東電への請求額とか東電からの支払い額、市のホームページを見ますと、平成２４年から２６年までは載っているんですが、それ以外が載っておりませんので、その詳細、後で結構ですので、ちょっとお示しいただきたいと思います。

それで、国からの補塡の金額が、合計今のところ幾らになっているのかというところをお示しいただきたいと思います。

そして、その国からの補塡の金額というのは、東電への請求額との関連というんですかね、東電への請求額は市からの放射能対策の市の総額に対して東電に請求しているわけですけれども、それに対して国から入ってくる補塡の額というのがどういった割合になっているのか、算出根拠というんですか、そういったものをお示しいただきたいと思います。

○池辺委員長　環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長　環境経済部の大徳です。

国からの補塡ということなんですけれども、先ほど最初に石原委員の御質問のときでしたか、除染の費用ということで課長のほうから説明しましたけれども、国からの補塡というのが大きくというか、かなりの金額を占めているのは除染の費用です。それと、復興特別交付税という特別交付税措置を受けているものが、大きく言うと給食の食材ですとか出荷する野菜の検査の費用等です。

それで、ちょっと今手元にありますのが令和元年までの費用なんですけれども、こちらで放射能対策の経費として４億４，５００万円のうち、国、国庫補助金の補塡がおよそ２億７，０００万円。これはほとんどが除染の費用になります。

これを差し引いたものが基本的に東京電力に賠償しているもので、その中でも、今回２５０万円の和解ということになっているんですけれども、毎年東京電力に個別に請求をして、少ない金額ですけれどもこれまでに入ってきている金額もございますので、これまでに東京電力に請求したものの合計額が、すみません、これは令和２年度までですね、１億８，６００万円。そのうち、

東京電力から、今回の２５０万円は除きますけれども、収入があったものが１，９００万円、未収額が１億７，６００万円となっています。そのうち、先ほどの２３年度、２４年度で７，７００万円という数字になっています。

以上でございます。

○池辺委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございます。

未収額は１億６，７００万円ですよね。そうすると、国から補塡されたのが令和元年までで２億７，０００万円ということでよろしいですか。そうすると、市の放射能対策にかかった総額、平成２３年からのですね、令和２年まで出ているのかどうかちょっと分からないんですけれども、その総額というのはお幾らになるんでしょうか。

○池辺委員長　環境政策課長。

○飯島環境政策課長　お答えいたします。

平成２３年度から令和２年度までの放射能対策経費の合計が、元年度までが先ほど申し上げました４億４，５００万円、正確には４，５０３万１，５３２円なんですが、それに２年度のを足しますと４億５，５８７万８，９２９円が経費になっております。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　すみません、もう１点だけちょっと確認をさせてください。

先ほど、和解を受け入れた、それで残りについてはいろいろ計算をして検討をして、訴訟も視野の一つに入っているよという趣旨の副市長のお答えであったと思いますが、これ請求権の時効との関係の問題になるんですけれども、例えば訴訟を提起する場合、いつぐらいまでに提起すれば時効にかからないというふうになるんでしょうか、お示しいただければと思います。

○池辺委員長　環境経済部長。

○山岡環境経済部長　時効については１０年という期限があるんですが、こちらについては、東京電力として、一律１０年で時効だから賠償請求を断ることはないということを、そういう考えを表明しておりますので、実質は時効というのは、東電に関しては、今回のことに関してはないものと考えております。

以上です。

○池辺委員長　石原委員。

○石原委員　そうすると、今後、次年度以降、訴訟の提起もあり得るというふうに理解しておけばよろしいですか。

○池辺委員長　環境経済部長。

○山岡環境経済部長　訴訟を起こすことは可能であると考えております。

以上です。

○池辺委員長　ほかに質疑及び意見のある方御発言をお願いします。いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長　以上で執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第２７号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長　挙手全員であります。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は終了しました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

ここで、暫時休憩いたします。

午後２時２６分休憩

午後２時２８分開議

○池辺委員長　再開いたします。

次に、本委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

本件につきましては、伊藤委員より申入れ書が提出されております。

この際、本件について伊藤委員より説明を求めます。伊藤委員。

○伊藤委員　本申入れ書につきましては、空き家問題が深刻化する中で、市執行部でも空家・空地バンクの創設など対策を行ってはおりますが、リフォーム補助金については導入されていないなどまだまだ課題もあり、複数の議員が一般質問するなど、関心の高いテーマでありますので、また、太陽光発電に関する調査が終わったタイミングでもあり、当委員会で閉会中の継続調査のテーマとすることを検討いただきたいという内容の申入れ書になっております。

○池辺委員長　以上で伊藤委員の説明が終わりました。

これより本件について質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員　非常に大事なことで、現状のままでは空き家対策というのが十分進まないというのは、もう根本市長の公約から始まってほとんど変わりないという状況なもので、やはりほかの問題も含めて相当集中的にやらないと、先進事例とかありますけれども、ちょっと視点を変えた形でやっていかないとこの空き家対策というのは十分進展しないんじゃないかというふうに思います。

私のほうでもいろいろ提案はしてきましたけれども、全くその気がないというところがあって、最初から同じことばかりやっていることなので、ぜひそういう点ではもっと集中的に、そしてほかの視点からもっと考えて答申を出せるように議論していけばというふうに思います。

○池辺委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長　以上で本委員会の継続調査についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより本委員会の閉会中の継続調査について採決いたします。

採決は挙手により行います。

伊藤委員からの申入れのとおり、本委員会の閉会中の継続調査をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長　挙手全員であります。よって、本委員会の閉会中の継続調査をすることと決定しました。

本件につきましては、議長宛てに閉会中の継続調査の申入れをいたします。

暫時休憩お願いします。

午後２時３１分休憩

午後２時３６分開議

○池辺委員長　それでは、再開いたします。

以上をもちまして、本日の委員会においてお諮りする案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池辺委員長　御異議なしと認めます。

もう一度お諮りします。

暫時休憩お願いします。

午後２時３６分休憩

午後２時３７分開議

○池辺委員長　再開いたします。

委員長報告書は一応委員長一任という形で承認を受けさせていただきましたが、皆さん委員の方の闊達な意見も反映されるような形で書きますが、それを一度一読していただけるような配慮はしたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

皆様御苦労さまでした。

午後２時３８分閉会